

# 行政書士 奈良

2021年9月 No.147

## 目 次

行政書士 奈良  
2021年（令和3年）  
9月号



ユキマサくん  
行政書士会の公式マスコット  
キャラクター

新執行部の紹介	1
---------	---

---

令和3年度 奈良県行政書士会定時総会	6
--------------------	---

---

### 各部活動報告

総務部	7
-----	---

経理部	7
-----	---

広報部	8
-----	---

監察部	8
-----	---

法規部	9
-----	---

受託業務管理部	9
---------	---

第1業務部	10
-------	----

第2業務部	10
-------	----

研修指導部	11
-------	----

---

法改正情報	12
-------	----

---

会員の動き	14
-------	----

編集後記	
------	--

# 新執行部の紹介

## 持続可能な奈良県行政書士会を目指します！

### 持続可能な会の運営

- 会運営の効率化をはかり、持続可能な会運営を目指します。
- 奈良県行政書士政治連盟と強固な連携関係を構築し『オール奈良会』を目指します。

### 持続可能な関連部門との調整

- 会として担当者に依存するのではなく、組織として持続可能な関係構築をはかります。
- 協定先との連携や官民受託について、積極的に対応できる組織体制を構築します。

### 持続可能な人材育成

- 登録後まもない会員が積極的に受託業務の役を担えるような体制の構築をはかります。
- 日当や役員報酬を見直し、次世代の会を担う人材発掘につとめます。



会長 遠山健太郎

副会長 黒田敬子

松本和也

若林かずみ



# 会 長 遠 山 健 太 郎

## 抱 負

奈良県行政書士会会員の皆様におかれましては、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また平素より、当会運営に多大なるご理解とご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

去る5月28日の定時総会での選挙におきまして、無投票にて会長を務めさせて頂くことになりました。2009年5月に理事に就任して以降、12年間のべ6名の会長のもとで会務をおこなってまいりました。12年間多くの諸先輩方より学んだ様々なことを『恩返し』する気持ちで、2年間全力で会務に邁進する所存です。

現在、当会では、新型コロナウイルス感染症との闘いに奔走しています。会員の皆様の命と健康を守りながらの会運営、その中での研修体制の確立等、問題は山積しています。あわせて官公庁との連携による、住民の皆様や中小企業の皆様への支援体制の構築も必須課題となっています。と同時に、長年当会が積み上げてきた奈良県下市町村との友好関係の構築、その中での被災者支援をはじめとする連携体制の構築と具現化も進めていかなければなりません。あわせて当会会員の持続可能な業務推進の一助となるべく、受託業務の体制整備も検討していきたいと思っています。

『全ての会務運営は全ての会員のために』という指針を胸に、今後ともどうか引き続き当会の諸活動にご理解とご協力をお願いいたします。

## プロフィール

行政書士法人はるか（上牧町）社員 上牧町議会副議長 早稲田大学商学部卒 学童野球監督 一男一女の父（主夫） 東京都葛飾区出身 51歳 年中色黒（笑）

# 副会長 黒田 敬子



## 抱負

筆頭副会長（統括）を務めます黒田敬子です。

1期目：総務部・経理部を担当し会費滞納者への法的措置を進め、本会女性行政書士の研修交流会実施、申請取次者対象の研修を実施いたしました。会員の国際業務のレベルアップを図るため、4回の研修を提案させていただきました。そして、全国の会長が集結した全国会長会を奈良で開催できたことは、私の行政書士人生の中でも貴重な経験です。

2期目：総務部・経理部・第2業務部・無料相談会運営委員会委員長を担当し、1年目は奈良県専門士業連絡協議会と近畿地方協議会の当番会として各種イベントを企画運営。2年目はコロナ支援の相談窓口設置と運営に携わりました。また、コロナ禍においての会議室利用や研修実施について、感染状況に応じて中止延期するだけでなく、会員の皆様にとって一番良い運営はどうしていくべきか、担当部と調整する日々でした。頭を悩ませた令和2年の事業運営、担当役員の皆様には心より感謝しております。

さて、3期目の2年。遠山会長の「本会会務を担う会員の人材育成をしたい」という想いに賛同し副会長を務めさせていただきます。私自身この4年を通じて会務に携わることの大変さを超えて、達成感を実感し、楽しい！と思えることが増えてきました。理事・部員の皆さんとも、その楽しさを共有していきたいです。そして、皆様もご存知の通りデジタル化が急速に進んでいます。行政手続のデジタル化に向けて行政書士の活用を働きかける取り組みを、奈良県行政書士政治連盟と連携して進めていきたいと考えています。

「There is a will, there is a way」意志のあるところに道が通じます。志を一つにする会員同士、皆様のご協力をいただき、奈良県行政書士会の発展、会員一人一人の業務の発展に精一杯尽くしていきます。

## プロフィール

京都女子大学短期大学部文科英語専攻卒業。平成10年10月から約3年、夫の海外勤務に伴いサウジアラビアに在住。平成16年1月に開業し、現在18年目。副会長を4年、申請取次行政書士管理委員会委員長を2年務めました。2女の母。

マイブーム：海外ドラマ鑑賞、ホットヨガ、着物、旅行（コロナが終息すれば行きたいところたくさん！）



## 副会長 松本 和也

### 抱負

令和3年度、奈良県行政書士会副会長を拝命いたしました、松本和也と申します。

新しい選挙制度後、初の組織を立ち上げるに際し、遠山会長より副会長に任命いただきましたことに、身の引き締まる思いです。まだまだ未熟ではありますが、精一杯務めさせていただく所存です。

前年度は監察部副部長として、特に奈良県行政書士政治連盟と連携し「非行政書士の排除」について県庁窓口規制の適正化に力を注いでまいりました。その結果、委任状の添付など、目に見える形で実現が図られつつあり、やり甲斐を感じております。

今年度は、総務部・広報部・監察部・第1業務部・受託業務管理部を担当させていただきます。奈良県行政書士会が会員の皆様にとって有意義な会であり、様々な活動を継続的に行っていけるよう、またそれぞれの事業計画を確実に進めていけるよう、各部をしっかりとバックアップしていく所存です。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

### プロフィール

高校を卒業後、名古屋市に本社がある株式会社一光に入社。硬式野球部に所属し内野手として社会人野球を経験。退社後、住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上）に入社。その後、父が経営している保険代理店を継承。

平成26年行政書士登録。平成27年特定行政書士登録。

平成26年度奈良商工会議所青年部会長。

娘が在学中、鶴舞保育園・奈良女子大学付属小学校・育英西中高のPTA会長を歴任。

現在は息子が在籍している奈良リトルシニアの保護者会長を務める。

# 副会長 若林かずみ



## 抱負

この度、遠山新会長の任命を受け、2年間、副会長の職を務めさせていただくことになりました。担当は、研修指導部、第2業務部、経理部、法規部です。

まず、研修指導部、第2業務部での研修に関しましては、今後、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じながらも、会員の皆様にとってより良い研修体制を整えてまいります。特に、新規登録会員研修については、コロナ禍にあっても、会員同士が交流し、意見交換ができるように努めてまいります。第2業務部での他の業務に関しましては、自治体や各種団体との連携を強化し、当会会員の皆様の利益に資する体制を確立してまいります。また、経理部に関しましては、コロナ禍での補正予算も含め、慎重かつ大胆に進めてまいります。最後に、法規部につきましては、今年度から新たに設置された組織ですので、部長や部員の皆様とともに組織づくりをしてまいります。

これから2年間、遠山新体制を全力でサポートさせていただき、ひいては、本会会員の皆様の利益に資するように邁進してまいりますので、ご理解とご協力のほど、何卒宜しくお願い致します。

## プロフィール

特定行政書士、申請取次行政書士、コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部会員、王寺町議会議員（王寺町出身）、同志社大学大学院司法研究科卒（法務博士）、無人飛行機操縦士&安全運航管理者、歌とジャズをこよなく愛する花の独身54歳（笑）

# 令和3年度定時総会を開催しました

日時：2021.5.28 13：45～

場所：奈良県コンベンションセンター

総会構成員数：441名

令和3年5月28日（金）に令和3年度定時総会が、奈良県コンベンションセンター会議室にて開催されました。

昨年より猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、例年お招きしている奈良県からの来賓を取りやめ、議事日程を可能な限り短縮し、当日の出席会員数も極力少数で開催するなど対策を施した中での開催となりました。



遠山副会長の開会のことばに始まり、物故会員に対する弔意（黙祷）、中嶋会長のあいさつと続き、総会構成員の確認及び報告が行われた後、議長に木田和宏会員、副議長に坪田尚子会員が指名選出されました。議長・副議長が登壇しあいさつがなされ、議長による議事録署名人の指名、議事運営委員会の紹介、申し合わせ事項の報告があり、議長により会議の開会宣言がなされ議案審議に入りました。



第1号議案「令和2年度事業報告の承認について」、第2号議案「令和2年度収支決算の承認について」が一括上程されました。西田監事から監査報告がなされ、事前質問がなかったため直ちに採決に入り、賛成多数で可決承認されました。

第3号議案「奈良県行政書士会会則の一部を改正する会則（案）について」が上程されました。当議案も事前質問がなかったため直ちに採決に入り、賛成多数で可決されました。

第4号議案「令和3年度事業計画（案）の承認について」、第5号議案「令和3年度収支予算（案）の承認について」が一括上程されました。当議案についても事前質問がなかったため、直ちに採決に入り賛成多数で可決承認されました。

続いて、奈良県行政書士会会長選挙の結果について選挙管理委員会より報告があり、選挙への立候補の届け出が1人であったため、遠山健太郎新会長が無投票で当選しました。遠山新会長に当選証書が交付され、遠山新会長より新たに任命する新副会長3名と理事20名の報告がなされました。

第6号議案「監事の選任同意について」が上程されました。当議案に対する事前質問がなかったため、直ちに採決し賛成多数で同意されました。



第7号議案「名誉会長の選任同意について」が上程されました。こちらも事前質問がなかったため、直ちに採決し賛成多数で同意されました。

会議の日程が全て終了し、議長による閉会宣言がなされ、議長・副議長が降壇、田中副会長の閉会のことばで定時総会が終了しました。

（役職名等は令和3年5月28日当時のものです）

# 各部からの報告

## 総務部

### ●メンバー

部長 松井 紀行      副部長 田中 佑宜      副部長 廣見 聡子  
部員 西口 孝平      部員 佐藤 貴玲      部員 竹村 浩司  
部員 植田 朋子



### ●主な業務

- 名札板の維持管理
- 行政書士試験の実施協力
- 会員への福利厚生 等



### ●抱負

総務部において計画している事業は多岐にわたりますが、大きく分けて外部に向けてのものと内部に向けてのもの2つがあります。

毎年5月に行う定時総会・定期大会、11月に行う行政書士試験、新年に開催する賀詞交歓会など、これらは対外的に見えやすくある意味外部に向けての当部所管の事業活動であります。実は内部的な活動業務もかなりたくさんあります。

詳細内容は、事業計画に記載していますので列挙はしませんが、おそらく多くの会員の皆さまに利用いただいているものもあるのではないかと思います。

また、昨今からの新型コロナウイルス対応を本会として対策していく為の基本的な対策案を立案することも業務分掌となります。

これら所管する事業を効率よく行い、当部の目指すところは会員の皆さまに使っていただきやすい本会となるような体制を構築する事、ひいては、本会が市民の皆さまに使っていただきやすい組織となる事です。

今後ともご意見などございましたら、お気軽に総務部までお申し付けください。

## 経理部

### ●メンバー

部長 森田 泰浩      副部長 上仲 裕美

### ●主な業務

- 会費などの徴収に関する事      ○予算及び決算に関する事
- 金銭の出納、物品および諸資産の管理に関する事
- 経理の取扱いに関する事



### ●抱負

経理部は、例規集に規定されております通り「事務処理に当たっては、収支を適正に、かつ、迅速に経理し、もって会務の能率運営を図らなければならない。」を基本とし、粛々と事務処理を行ってまいります。

具体的には、本会（奈良県行政書士会）の総会で承認された予算が適正に執行されているかを確認するため、毎月経理部会を開催し、預貯金の収支、納品書・請求書・領収書・貸借対照表および収支計算書などの諸帳票の点検および決済を行い、毎常任理事会及び理事会において、予算の執行状況の報告を行っております。年度末には、当該年度の収支決算および次年度の収支予算案の作成を行います。

また、重点課題の一つに「会費滞納事案の解消」があり、各部・各委員会と協力の上、引き続き取り組んでまいります。

それから、今期は昨年度と違う取り組みとして、年末（第3四半期）に予算の補正を計画しており、各事業部及び各委員会等からのご提案を基に会員の皆様へより多くの還元が実現できるよう、経理部では準備を致しております。

# 広 報 部

## ●メンバー

部 長 松田 登美子      副部長 森本 哲夫  
部 員 佐藤 貴玲      部 員 小林 信隆  
部 員 西澤 伸明      部 員 玉置 理恵



## ●主な業務

- 広報誌の発行
- 行政書士制度の普及を目的とした広報活動
- ホームページなどの運営管理等

## ●抱 負

広報部の使命は、活動計画にもあるように、より多くの方に行政書士及び行政書士会の活動を知っていただき、業務と制度を普及させていくことにあります。

会員の皆様と、会報誌を通じて情報の共有を図り、新たな発信も行い、「なるほど」と思っていただけのようなエッセンスを盛り込めればいいな、と考えています。

また、ホームページや Facebook も活用し、多くの方に広く正確な情報をお届けできるよう、部員の皆さんと力をあわせ、活動していきたいと思えます。

皆様のご指導ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

# 監 察 部

## ●メンバー

部 長 山田 祐己      副部長 加藤 由美  
部 員 田村 豊      部 員 森田 真



## ●主な業務

- 非行政書士への対応
- 行政書士広報月間における活動
- 当会会員への対応

## ●活動方針

今年度、監察部におきまして、下記3つを柱とし活動を行います。

### 1. 非行政書士への対応

- (1) 県内の建設業許可申請書を定期的に閲覧し、非行政書士の代理代行申請がなされていないかを調査する。
- (2) 調査の結果、行政書士法違反の疑いのある団体に対して、訪問又は警告文書を発送する等により、行政書士制度の理解及び行政書士法順守を要請する。
- (3) 奈良県知事公室からの通知の発出を受けて、現在、県庁内部での許認可窓口適正化（非行政書士排除）に関する啓発活動が行われていることに対し、引き続き奈良県行政書士政治連盟と連携し、県担当部署及び県下市町村の許認可窓口（農業委員会を含む）に対して非行政書士排除の申し入れをする。

### 2. 行政書士制度広報月間における活動

非行政書士排除に向けて、注意喚起ポスター（通称レッドカードポスター）を奈良県庁内主要許認可窓口を中心に郵送する。

### 3. 奈良県行政書士会会員への対応

- (1) 会員に対して、品位の保持及び各種法令順守に関する指導を行う。
- (2) 会員に向け、許認可申請窓口での行政書士証票（補助者においては補助者証）及び委任状提示の周知徹底を行う。

また、奈良県行政書士会各業務部と連携の上活動し、各方面からの非行政書士行為への対応を行うとともに、諸活動を通じ行政書士の職域拡大及び推進を図りたいと考えております。

皆様、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 法 規 部

## ●メンバー

部 長 稲本 太一  
部 員 林 紫乃



## ●主な業務

- 会則及び諸規則等の整備
- 関係部門に対する法律問題の意見呈示

## ●抱 負

今年度から奈良県行政書士会のラインナップに加えていただきました法規部です。どうぞよろしくお願いいたします。

組織におけるコンプライアンス（法令遵守）の重要性が叫ばれて久しいですが、その一方で、コンプライアンス軽視による不祥事案の発生が要因となり、組織の信用失墜や幹部の辞任、ひいては組織の存立そのものが脅かされるといったニュースも後を絶ちません。

法規部におきましては、①会則及び諸規則等の整備に関する事項、②訴訟に関する事項、③諸法規の調査研究及び指導に関する事項、④関係部門に対する法律問題の意見呈示に関する事項の4つの柱を重点として、法令環境の充実、ガバナンスの適正化を通じ、コンプライアンス事案で足元をすくわれることなく、新たな分野にもどんどん挑戦していく強靱な組織づくりに向け、本会を後方・側方からお支えしていく所存です。

まだヨチヨチ歩きの生まれたての部ではありますが、新雪に足跡を印すが如く、オープニングスタッフだからこそ手がけられる仕事が多々あります。会員の皆様からのご指導ご鞭撻を糧に、これから法規部が大きく成長していければ嬉しく思います。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

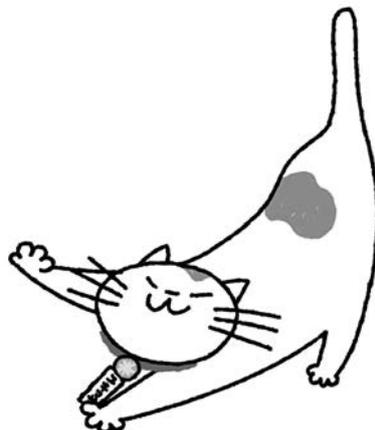
# 受託業務管理部

## ●メンバー

部 長 杉山 毅  
副部長 岩井 健一

## ●主な業務

- 官民からの業務受託等に関する取り組み
- 受託業務を担う要員の募集及び育成



# 第 1 業務部

## ●メンバー

部長 板倉 靖史  
副部長 市川 亮      副部長 田中 和智  
部員 武村 直治      部員 西口 尚吾



## ●主な業務

- 研修会の開催
- 行政機関や日本行政書士会連合会近畿地方協議会への協力
- OSS への対応
- 関係部門との連携

## ●抱 負

相変わらずコロナウイルスの収束を願いながら今できる方法で、とはいっても ZOOM を使った研修が今は大前提にならざるを得ないので、いつかまた大教室を貸し切り、大盛況の中で研修を夢見ながら、今年の計画を述べていきます。また、研修については副部長が中心となってやっていきますので宜しくお願いします。

当然のことながら会員のスキルアップにつながる研修会や新人養成も考えての研修会を研修指導部や第 2 業務部と連絡を密にやっていきます。また、法改正が行われる場合には随時、研修会を行います。

日本行政書士会連合会との情報を、いろいろな形で全会員に提供します。また、奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課や奈良運輸支局をはじめとする行政機関との関係を密になるようさらに働きかけを行い、日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催の近畿建設担当者会議、交通運輸担当者会議に参加して、最新の情報を収集し、全会員にお伝えします。近畿地方協議会主催の近畿地方建設社会保険推進・処遇改善連絡協議会にも参加し、情報を共有しておきたいと考えます。

公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部及び公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会との間で提携した「業務提携基本協定書」に基づく具体的な連携方法について話し合いを行っていききたいと思います。

# 第 2 業務部

## ●メンバー

部長 森田 光弘  
副部長 林 紫乃      副部長 大舟理恵子  
部員 井原 吉男      部員 久保井 徹



## ●主な業務

- 民事、国際、商工・経営支援、知的資産の業務に関する研修等の企画、実施
- 官民からの業務受託への対応
- 新たな業務開拓に関すること

## ●抱 負

第 2 業務部の取扱分野は、民事、国際、商工・経営支援、知的資産の業務に関する研修等の企画・実施、外部団体との連携、それに付帯する業務の官民からの業務受託への対応、新たな業務開拓と多岐にわたります。

第 2 業務部におきましては、会員の皆様の声を参考にし、また、社会の動向を常に注視しつつ、上記の分野の実務に役立つ情報発信の場、よき情報交換の場、切磋琢磨の場となる研修を実施すること、また、これまでの第 2 業務部の方が積み上げられてきた実績を繋ぎながら、空き家対策に係るプロジェクトチームに関する更なる推進とともに、新たな業務開拓を推進することで、より一層会員の皆様の業務に貢献できますよう、第 2 業務部一同力を結集して活動に邁進いたします。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

# 研修指導部

## ●メンバー

部長 中嶋 雄一 副部長 木田 和弘  
部員 飯田 崇史 部員 西口 孝平  
部員 木村 友紀 部員 園田 寛子



## ●主な業務

- 新規登録会員研修の実施
- 基礎研修・一般研修の実施
- 研修事業連絡会等の開催

## ●抱負

令和3年5月の総会で決議承認された令和3年度の研修指導部の活動計画は、以下のとおりです。

- 1 新規登録会員研修3回の実施
- 2 基礎研修 下記の主要6分野を中心に12回実施。
  - ①建設業に関する分野
  - ②産廃収集運搬業に関する分野
  - ③農地・土地開発等に関する分野
  - ④自動車・一般貨物自動車等に関する分野
  - ⑤相続・遺言等に関する分野
  - ⑥国際関係・在留許可等に関する分野
- 3 一般研修（業務分野外のカテゴリー）4回の実施
  - ①行政書士コンプライアンス等に係る研修
  - ②ビジネスマナー・接客対応等に係る研修
  - ③個人事業主・フリーランスの会計・経理等に係る研修
  - ④本会会員から要望のあるテーマの研修
- 4 (1) 研修事業連絡会の開催（定期的に実施）  
(2) 指導行政書士制度の拡充に係る事業  
(3) 中央研修所 VOD 研修の有効活用の検討  
(4) 行政書士試験合格者に対する研修制度の検討

以上が、今年度の事業計画となります。

上記の事業計画を滞りなく実施していくとともに、研修内容のさらなる充実を図る為に、主に3つのことに取り組んでいきたいと思っております。

- ①研修アンケートの実施
- ②幅広く研修講師の募集と、研修講師への表彰制度
- ③研修のストーリー化

①に関しては、2つのアンケートを実施予定です。1点目は、7月上旬に実施済みですが、「今後、開催してほしい研修とは」を理解するために、アンケートを取らせていただきました。ご意見をお伺いし、求められている研修を実施できるようにしていきたいと思っております。以前に集計した、研修内容に関するアンケートは約4年前でしたので、年々変化していく情勢に合わせ再度アンケートを集計させていただきました。

2点目のアンケートは、まだ未定ですが、研修受講後のアンケートを再開し、受講者の方から、わかりやすかった点、わかりにくかった点、その他改善点などのご意見を頂戴し、研修内容の向上につなげていきたいと思っております。

②に関しては、現状、研修講師の確保に非常に苦慮しております。私も以前に研修講師をさせていただく機会がありました。その時に感じたことは、非常に労力がかかる割に、満たされないということでした。それは、報酬だけでなく、その際アンケートなどもなかったため、受講者の反応が分からない、今回の研修はどうだったのか、不安感が残ったという経験でした。その際、救いになったのは、受講していただいた大先輩である行政書士の先生に、「よく勉強しているなあ、分かりやすかったよ」と言っていたいただいたその一言でした。

研修講師をするためには、書籍を購入したり、関係各所の窓口に、実際の対応はどのようにされているか等確認し、事前準備に大変な労力がかかります。研修講師を引き受けていただいている先生方へ、少しでも受講者の声をお届けするためにも、そして、受講者側の、もう少しこのようにしてほしいというご意見を反映させるためにも、研修後のアンケートを再度設けたいと思っていますので、是非ともご協力お願い致します。また、広報誌などで、研修講師の特集などのページも作りたくと考えています。

③に関しては、各部での研修が、単発の研修にならないよう、研修指導部、第一業務部、第二業務部で連携し、基礎研修とその応用研修を年間通じて企画していきたいと思っております。

以上、上記を実現していくために、皆様ご指導ご鞭撻宜しくお願い致します。



# 法改正・手続変更の情報

行政書士業務を行うにあたり、法改正に関する情報収集は重要です。また、企業のコンサルティング業務を手がける行政書士にとって、クライアントへの情報提供は欠かせません。他士業との連携を図るためにも行政書士業務に直接関わらない法改正や手続の変更にもアンテナを張りましょう。

## 法改正情報

### 民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）

平成 30 年 7 月 6 日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 72 号）が成立しました（同年 7 月 13 日公布）。

民法のうち相続法の分野については、昭和 55 年以来、実質的に大きな見直しはされてきませんでした。その間にも、社会の高齢化が更に進展し、相続開始時における配偶者の年齢も相対的に高齢化しているため、その保護の必要性が高まっていました。

相続法の見直しは、このような社会経済情勢の変化に対応するものであり、残された配偶者の生活に配慮する等の観点から、配偶者の居住の権利を保護するための方策等が盛り込まれています。このほかにも、遺言の利用を促進し、相続をめぐる紛争を防止する等の観点から、自筆証書遺言の方式を緩和するなど、多岐にわたる改正項目が盛り込まれています。

今回は、配偶者の居住権を保護するための方策について、要点を確認したいと思います。

#### 1 配偶者の居住権を保護するための方策について

配偶者の居住権保護のための方策は、大別すると、遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する方策（後記(1)）と、配偶者がある程度長期間その居住建物を使用することができるようにするための方策（後記(2)）とに分かれています。

##### (1)配偶者短期居住権

配偶者短期居住権の要点は、以下のとおりです。

##### (要点)

##### ア 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合の規律

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から 6 か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

##### イ 遺贈などにより配偶者以外の第三者が居住建物の所有権を取得した場合や、配偶者が相続放棄をした場合などア以外の場合

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、居住建物の所有権を取得した者は、いつでも配偶者に対し配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができるが、配偶者はその申入れを受けた日から 6 か月を経過するまでの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

##### (2)配偶者居住権

配偶者居住権の要点は、以下のとおりです。

##### (要点)

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に

その使用 又は収益を認めることを内容とする法定の権利が新設され、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができる。

## 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)

### 1. 見直されたポイント

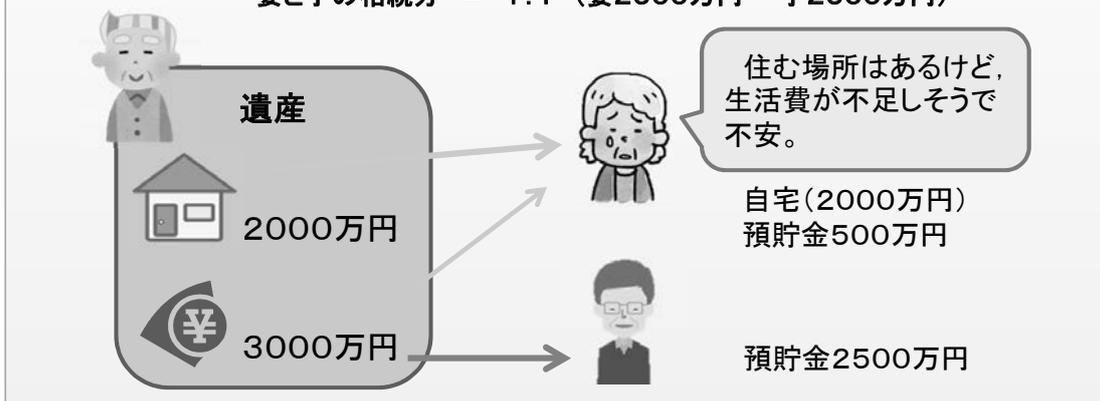
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、**終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)が新設**された。

- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができる。

### 2. 従来制度

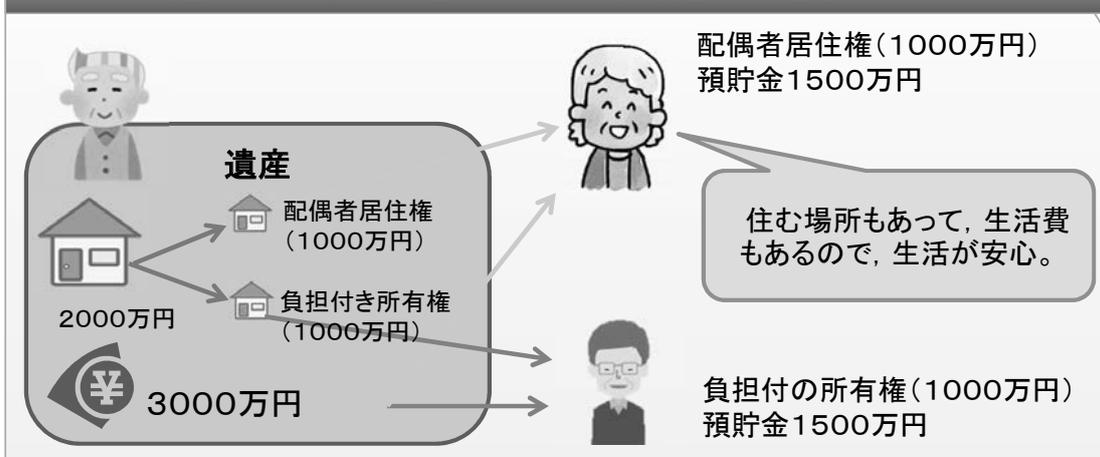
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合  
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



### 3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できる。



「配偶者居住権について」(法務省)(<http://www.moj.go.jp/content/001263589.pdf>)を加工して作成

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について(相続法の改正)」  
法務省ウェブサイト ([http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00222.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html)) をもとに編集して作成。

# 新規登録会員さん! いらっしやい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

西岡 晃司 にしおか こうじ



- ① 2021年4月15日
- ② 639-0227  
香芝市鎌田553番地20
- ③ まほろば行政書士事務所
- ④ 070-8940-3258

木下 忠き のした ただし



- ① 2021年4月15日
- ② 630-8306  
奈良市紀寺町597番地の8
- ③ 行政書士 木下事務所
- ④ 0742-26-7065

犬伏 智寛 いぬぶし ともひろ



- ① 2021年4月15日
- ② 631-0806  
奈良市朱雀六丁目7番地の19
- ③ 犬伏 行政書士事務所
- ④ 0742-71-8092

玉置 理恵 たまき りえ



- ① 2021年5月1日
- ② 630-8131  
奈良市大森町24-1  
メゾンアンテルナ奈良 519号室
- ③ 玉置行政書士事務所
- ④ 0742-93-7490

山村 康秀 やまむら やすひで



- ① 2021年5月1日
- ② 630-0222  
生駒市壱分町1006番地
- ③ 山村行政書士事務
- ④ 0743-77-7451

妻鳥 佳子 つまどり よしこ



- ① 2021年5月1日
- ② 630-8441  
奈良市神殿町407-17
- ③ つまどり行政書士事務所
- ④ 0742-94-5147

山本 義男 やまもと よしお



- ① 2021年5月1日
- ② 630-0252  
生駒市山崎町21-1  
N-グラント 101号室
- ③ fleaheart 行政書士事務所
- ④ 090-9903-1050

森 大輔 もり だいすけ



- ① 2021年6月1日
- ② 630-8101  
奈良市青山四丁目4番地の61
- ③ 行政書士 森事務所
- ④ 0742-24-4121

津守 克洋 つもり かつひろ



- ① 2021年6月15日
- ② 630-8266  
奈良市花芝町6番地2  
プラザ花芝2階205号室
- ③ イージス行政書士事務所
- ④ 0742-20-1170

高谷 國弘 たかや くにひろ



- ① 2021年6月15日
- ② 639-0236  
香芝市磯壁一丁目1025番地
- ③ たかや行政書士事務所
- ④ 090-5964-6868

吉田 学 よしだ まなぶ



- ① 2021年7月1日
- ② 633-0062  
桜井市大字栗殿1020番地の3 901
- ③ アンカー行政書士事務所
- ④ 090-8798-2047

谷 知毅 たに ともき



- ① 2021年7月15日
- ② 631-0805  
奈良市右京五丁目1番地の2  
ローレルコート高の原レジデンス310号
- ③ 谷知毅行政書士事務所
- ④ 0742-55-0933

# ★会員の動き★

## ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 変 更 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

変更年月日	変更事項	氏 名	内 容
2021年4月15日	事務所の所在地 事務所の名称	田 村 豊	〒631-0035 奈良市学園中一丁目1145番地 南天103 行政書士 学園前オフィス TAMURA
2021年4月15日	事務所の所在地 事務所の名称	松 田 登美子	〒631-0035 奈良市学園中一丁目1145番地 南天103 行政書士 学園前オフィス MATSUDA
2021年4月15日	事務所の所在地 事務所の名称	森 田 真	〒631-0035 奈良市学園中一丁目1145番地 南天103 行政書士 学園前オフィス MORITA
2021年4月15日	事務所の電話	薄 木 樹	050-5373-5423
2021年5月14日	事務所の所在地 事務所の電話	松 下 稔	〒635-0024 大和高田市日之出西本町6-23 センイ会館 2階8号室 0745-52-7811
2021年4月30日	事務所の電話	田 村 豊	0742-81-4704
2021年5月14日	事務所の電話	西 岡 晃 司	070-8940-3258
2021年5月31日	事務所の所在地 事務所の電話	久 田 雅 美	〒630-0215 生駒市東菜畑二丁目938-9 090-4187-0894
2021年6月15日	事務所の電話	中 嶋 雄 一	090-9111-9111
2021年7月15日	事務所の所在地 事務所の電話	亀 田 和 正	〒631-0824 奈良市西大寺南町16番19号 0742-53-1560
2021年7月30日	事務所の所在地 事務所名称 事務所の電話	安 達 勝 彦	〒639-1037 奈良県大和郡山市額田部北町981番地8 奈良県自動車会館 奈良県自家用自動車協会内 山尾行政書士事務所 安達 0743-84-6100



## 《編集後記》

遠山新会長のもと、広報部の担当を仰せつかりました。新型コロナウイルス感染症の流行のおかげで、世の中のデジタル化が一気に進行しました。わが広報誌、SNSのような速報性はありませんが、正確で有益な情報提供ができるよう、部員一同尽力する所存です。よろしく願いいたします。

広報部部长 松田 登美子

奈良県行政書士会広報誌

### 「行政書士奈良」第147号

発行 令和3年9月15日発行

発行人 遠山健太郎

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

毎月第2木曜日は行政書士による

無料相談会

自動車の登録や  
車庫証明について  
聞きたい

身寄りがいない  
から将来が心配

法人の設立、  
ビジネスの立ち上げに  
ついて相談したい

遺言書や相続に  
ついて困った

建設業の許可を  
とりたい。  
どうしたらとれるの？

外国人留学生を  
卒業後採用したい。  
ビザは関係あるの？

日本の国籍を  
取得したい！

暮らしのご相談から、ビジネスのご相談まで  
身近な街の法律家「行政書士」にお気軽に相談ください。

(第2木曜日が祝祭日の場合は行われません)

事前予約制

下記まで、事前予約をお願いしております。  
おおよそのご相談内容についても、  
あわせてお伝えください。



日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町10-1 (株)TTビル3F (近鉄奈良駅前)

☎0742-95-5400

奈良県行政書士会

検索

行政書士にお任せください

暮らしのこと

成年後見

遺言相続

契約書

自動車登録

日本国籍取得

土地活用

お仕事のこと

外国人雇用

建設業・産廃業

運送業

法人設立

知的資産

補助金経営支援